



11月はエコドライブ推進月間です

## 「京エコドライバース宣言」ただいま2万4500人! あなたも宣言を!

地球にやさしい「エコドライブ」。ふんわりアクセルや早めのアクセルオフなどで、CO<sub>2</sub>の排出量を1～2割も減らすことができます。また、ガソリンの節約にもなり、家計も助かります。

ひとりひとりが少しずつエコドライブを心がけることで地球も自分もハッピーに。

あなたも今日からエコドライブを始めてみませんか?

京都市では11月1日(日)～8日(日)の土日祝 午後1時～午後5時、平日 午後3時～午後5時に、市内3箇所の大規模スーパー(イオンモール京都ハナ、ジャスコ洛南店、イズミヤ六地藏店)でエコドライブを皆様に知っていただく大行動キャンペーンを行います。この期間だけの特製グッズも配布しますので、お楽しみに!

宣言は、環境管理課ホームページ(URL : <http://www.city.kyoto.jp/kankyo/envm/cev/ecodrive.htm>)から用紙を印刷していただき、京都いつでもコールまでFAX(075-661-5855)していただくことにより行えます。

(お問い合わせ:環境政策局環境企画部環境管理課 TEL. 075-213-0930)

## 世界の京都・まちの美化市民総行動

～楽しくきれいを広げよう～「京都・まち美化大作戦」

京都のまちが紅葉で彩られる11月の「京都市美しいまちづくり推進月間」に合わせ、市民、事業者、行政との協働により、門掃き、ごみのポイ捨て禁止等の呼び掛け、不法投棄、放置自転車、違法駐車、違法広告物等のまちの美観を損なうものの一掃に向けた美化活動を実施します。

日時●平成21年11月1日(日) 午前10時～正午

場所●京都市役所前広場～市街地主要街路

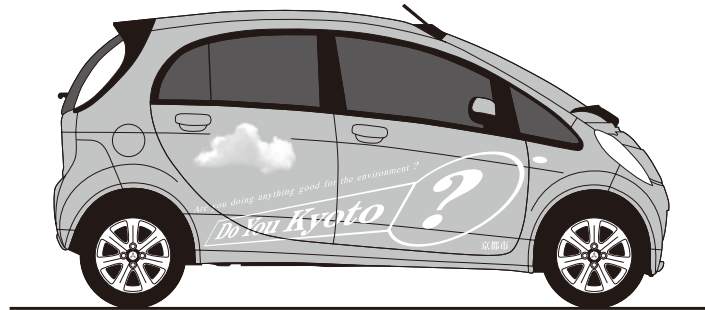


(申込み先:環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課 TEL. 075-213-4960/FAX. 075-213-4961)

### 目次

|  |    |
|--|----|
| ●「京エコドライバース宣言」ただいま2万4500人! あなたも宣言を! .....                  | 1  |
| ●世界の京都・まちの美化市民総行動 ～楽しくきれいを広げよう～「京都・まち美化大作戦」 .....          | 1  |
| ●電気自動車 みんなでシェアリング(共同利用)しませんか? .....                        | 2  |
| ●平成21年度大都市減量化・資源化共同キャンペーンを実施します! .....                     | 3  |
| ●『携帯電話リサイクル』を促進するキャンペーン・イベントにおける<br>不要になった携帯電話等の回収結果 ..... | 3  |
| ●京都市における公害苦情の状況(平成20年度) .....                              | 4  |
| ●京都市におけるダイオキシン類調査結果(平成20年度) .....                          | 5  |
| ●京都市における大気、水質等環境調査結果(平成20年度) .....                         | 6  |
| ●トイレの水洗化を考えておられる皆様へ .....                                  | 11 |
| ●京(みやこ)エコロジーセンター COP15開催記念映画会「北極のナヌー」 .....                | 12 |
| ●京都市役所における新環境マネジメントシステム「KYOMS」(キョウムス) .....                | 12 |

# 電気自動車 みんなでシェアリング(共同利用)しませんか?



京都市では、自動車から出るCO<sub>2</sub>や大気汚染物質を減らすため、公共交通機関の利用を促進する「歩くまち京都」の取組を進めています。それと同時に、本年度は自動車をかしく使っていただくためのカーシェアリング(車の共同利用)にも取り組んでいます。排気ガスの出ない地球にやさしい電気自動車をみんなで使ってさらにエコしましょう!

10月から翌年の2月末まで、土、日、祝日に京都市が所有している電気自動車を市民の皆様にお使いいただきます。

1. 対象：  
普通自動車免許をお持ちの京都市内在住の方
2. 料金：無料
3. 貸出時間：  
1回につき1日(午前9時から午後5時まで)
4. 申込方法：氏名、電話番号、住所、希望日時、同乗者数を  
京都いつでもコールまでお申し込みください。  
1回のお申込につき、1日分のご予約が可能です。  
京都いつでもコール (年中無休、午前8時～午後9時)  
TEL：661-3755 FAX：661-5855  
電子メール(以下のホームページより)  
パソコン：<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html>  
携帯電話：<http://www.city.kyoto.jp/koho/m/cc/>
5. 募集期間：  
11月分の申込⇒10月1日～10日まで、12月分の申込⇒11月1日～10日まで、  
1月分の申込⇒12月1日～10日まで、2月分の申込⇒1月1日～10日まで  
それぞれ行います。

ご利用の際、  
エコドライバーズ宣言の  
協力をお願いします。



その他、ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

(お問い合わせ:環境政策局環境企画部環境管理課 TEL. 075-213-0930)

# 平成21年度大都市減量化・資源化共同キャンペーンを実施します!

～10月は「3R推進月間」です! 循環型社会の形成に向けた取組をより一層推進します。～

10月は3R推進月間です。3R(スリーアール)とは、資源の無駄遣いをなくし、ごみを出さない発生抑制「Reduce リデュース」、ものを繰り返し使う「Reuse リユース」、そして資源を再生利用する「Recycle リサイクル」のこと。

京都市では、10月の3R推進月間に政令指定都市と東京都23区合同で、ごみの減量化・資源化に向けた共同キャンペーン事業を実施します。「買い物袋を持参する」「過剰包装を避ける」「分別回収に協力する」など、環境にやさしい生活を実践してみませんか?

## 取組内容

オリジナルポスター(古紙配合率100%)及び買い物袋(ペットボトル再生糸を使用)を作成し、ごみの発生抑制・再使用・再生利用を推進します。

## 買い物袋

「リラックマ」をあしらった3Rのマークをレイアウトし、繰り返し使用できるよう、洗濯が容易な「繰り返し使える」素材を使用。各区ふれあい事業の際に配付を予定しています。

(お問い合わせ:環境政策局循環型社会推進部循環企画課 TEL. 075-213-4930)

# 『携帯電話リサイクル』を促進するキャンペーン・イベントにおける不要になった携帯電話等の回収結果

京都市では、パラジウム、コバルトなど「レアメタル(希少金属)」を多く含む携帯電話端末等の回収を促進するため、普及啓発を図っています。

本年は、環境月間(6月)の取組として、環境省等と連携し、不要になった携帯電話のリサイクルキャンペーン及びイベントを開催しました。

この度、不要になった携帯電話等の回収結果がまとまりましたので、お知らせします。



| 設置施設等      |            | 本体  | 電池  | 充電器等 |
|------------|------------|-----|-----|------|
| 区役所        | 北          | 19  | 19  | 14   |
|            | 上京         | 39  | 39  | 13   |
|            | 左京         | 23  | 25  | 14   |
|            | 中京         | 87  | 84  | 23   |
|            | 東山         | 24  | 24  | 6    |
|            | 山科         | 34  | 31  | 5    |
|            | 下京         | 34  | 35  | 9    |
|            | 南          | 18  | 18  | 12   |
|            | 右京         | 47  | 47  | 22   |
|            | 西京         | 18  | 17  | 0    |
|            | 伏見         | 33  | 31  | 9    |
|            | 合計         | 376 | 370 | 127  |
| 地下鉄        | 京都市役所前     | 198 | 202 | 60   |
|            | 四条         | 55  | 51  | 46   |
|            | 合計         | 253 | 253 | 106  |
| その他の公共施設   | 京エコロジーセンター | 18  | 18  | 0    |
|            | 京都大学       | 40  | 39  | 24   |
|            | 合計         | 58  | 57  | 24   |
| 専用回収ボックス合計 |            | 687 | 680 | 257  |
| 目標回収個数     |            | 550 | -   | -    |

- 不要になった携帯電話本体の回収個数は、1箇月間で1,265個でした。本市取組目標だった750個を大きく上回る結果でした。
- 専用回収ボックスを設置した15施設では、1箇月間で687個回収できました。
- サッカーの試合会場にて2回実施した携帯電話末端破碎を用いた回収では、578個回収できました。
- 市民の皆様のご協力により、たくさんの資源をリサイクルすることができました。ありがとうございます。

| 設置施設等                    |       | 本体    | 電池    | 充電器等 |
|--------------------------|-------|-------|-------|------|
| 京都サンガF.C.主催<br>サッカーの試合会場 | 6月13日 | 281   | 278   | 97   |
|                          | 6月27日 | 297   | 310   | 105  |
|                          | 合計    | 578   | 588   | 202  |
| 目標回収個数                   |       | 200   | -     | -    |
| 合計                       |       | 1,265 | 1,268 | 459  |
| 目標回収個数                   |       | 750   | -     | -    |

## ■ □ ■ 今後の取組について ■ □ ■

引き続き、携帯電話をはじめとする小型家電類全体を視野に入れ、これらに含まれているレアメタル等の貴重な資源の回収促進に、市民の皆様、事業者、大学、NPO、国等と連携して、取り組んでまいります。

(お問い合わせ:環境政策局循環型社会推進部循環企画課 TEL. 075-213-4930)

# 京都市における公害苦情の状況(平成20年度)

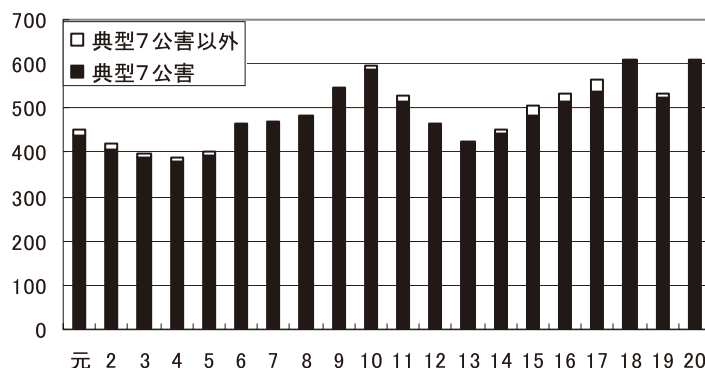
京都市では、市民の皆様からの公害に関する苦情のお申し出について、区役所保健部衛生課公害担当が窓口となり、早期解決に向けて取り組んでいます。

## 1. 公害苦情件数とその推移

平成20年度に本市で受付けた公害苦情の件数は611件で、平成19年度より79件増加しました。

近年の公害苦情件数は年間500件前後で推移しており、平成19年度には一旦減少していますが、平成14年度以降増加傾向にあります。

図 典型7公害及び典型7公害以外の苦情件数の推移

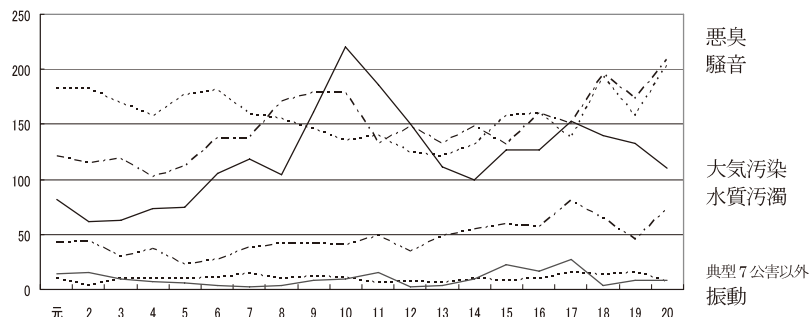


## 2. 公害の種類別苦情件数とその推移

公害の種類別にみると、悪臭が209件と最も多く、次いで騒音が204件、大気汚染が110件となっており、悪臭及び騒音で全体の67.6%を占めています。

平成19年度と比較すると、騒音が46件、悪臭が36件増加しています。

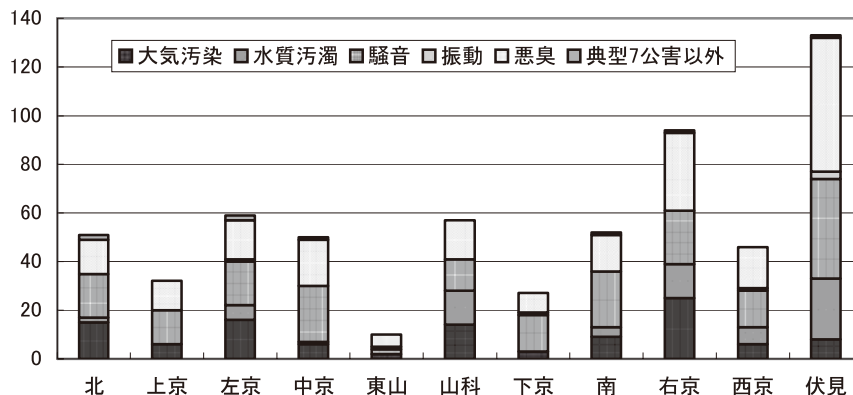
図 主な公害の種類別苦情件数の推移



## 3. 行政区別苦情件数

行政区別の苦情件数をみると、伏見区が最も多く133件、次いで右京区94件、左京区59件、山科区57件、南区52件などとなっています。

図 行政区別苦情件数



(お問い合わせ:環境政策局環境企画部環境指導課 TEL. 075-213-0928)

# 京都市におけるダイオキシン類調査結果(平成20年度)

京都市では、一般環境中(大気、水質(底質を含む。)、地下水及び土壌)のダイオキシン類調査を実施しています。

## 1. 大気調査

市内9地点で年4回調査を行った結果、すべての地点において大気に係る環境基準(0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下)を達成しています。

## 2. 河川水質及び底質調査

市内13地点で河川水質は年2回、底質(川底の泥や砂)は年1回調査を行った結果、すべての地点において水質に係る環境基準(1pg-TEQ/L以下)及び底質に係る環境基準(150pg-TEQ/g以下)を達成しています。

## 3. 地下水調査

市内10地点で年1回調査を行った結果、すべての地点において水質に係る環境基準(1pg-TEQ/L以下)を達成しています。

## 4. 土壌調査

市内14地点で年1回調査を行った結果、すべての地点において土壌に係る環境基準(1,000pg-TEQ/g以下)を達成しています。

表 一般環境調査結果

| 項目 (単位)                      | 地点数 | ダイオキシン類濃度 |                | 環境基準  |
|------------------------------|-----|-----------|----------------|-------|
|                              |     | 平均値       | 濃度範囲           |       |
| 大 気 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> ) | 9   | 0.024     | 0.0055 ~ 0.071 | 0.6   |
| 河川水質 (pg-TEQ/L)              | 13  | 0.082     | 0.011 ~ 0.570  | 1     |
| 河川底質 (pg-TEQ/g)              | 13  | 1.18      | 0.21 ~ 3.9     | 150   |
| 地 下 水 (pg-TEQ/L)             | 10  | 0.011     | 0.010 ~ 0.012  | 1     |
| 土 壌 (pg-TEQ/g)               | 14  | 2.2       | 0.21 ~ 6.2     | 1,000 |

(お問い合わせ:環境政策局環境企画部環境指導課 TEL. 075-213-0928)



# 京都市における大気、水質等環境調査結果(平成20年度)

京都市では、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づき大気、水質(河川、地下水)、自動車騒音等の環境調査を行い、その状況を把握しています。

## 1 大気に係る環境調査結果

京都市では、大気汚染防止法第22条に基づき、二酸化硫黄、二酸化窒素等の物質について大気汚染状況の常時監視を行っています。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質について、調査を行っています。

### (1)大気汚染常時監視結果

大気汚染に係る環境基準が定められている、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダントについて、市内の一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)及び自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)において大気汚染常時監視を行っています。

なお、自排局大宮局は、阪急電鉄大宮駅施設整備事業に伴う移設により、測定時間が有効測定時間に達していないことから評価の対象にはならないため、自排局は合計5局での測定となっています。

#### ア 二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)

一般局のうち北局を除く9局と自排局桂局の計10局で測定を行った結果、全局で環境基準及び市保全基準ともに達成しています。

#### イ 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)

一般局全局と自排局のうち大宮局を除く5局の計15局で測定を行った結果、環境基準については、全局で達成しています。市保全基準における当分の間の基準については、一般局のうち伏見局を除く9局と、自排局のうち南局と山科局を除く3局で達成しています。

#### ウ 浮遊粒子状物質(SPM)

一般局のうち北局を除く9局と自排局のうち大宮局を除く5局の計14局で測定を行った結果、全局で環境基準及び市保全基準ともに達成しています。

#### エ 一酸化炭素(CO)

自排局のうち大宮局を除く5局で測定を行った結果、全局で環境基準及び市保全基準ともに達成しています。

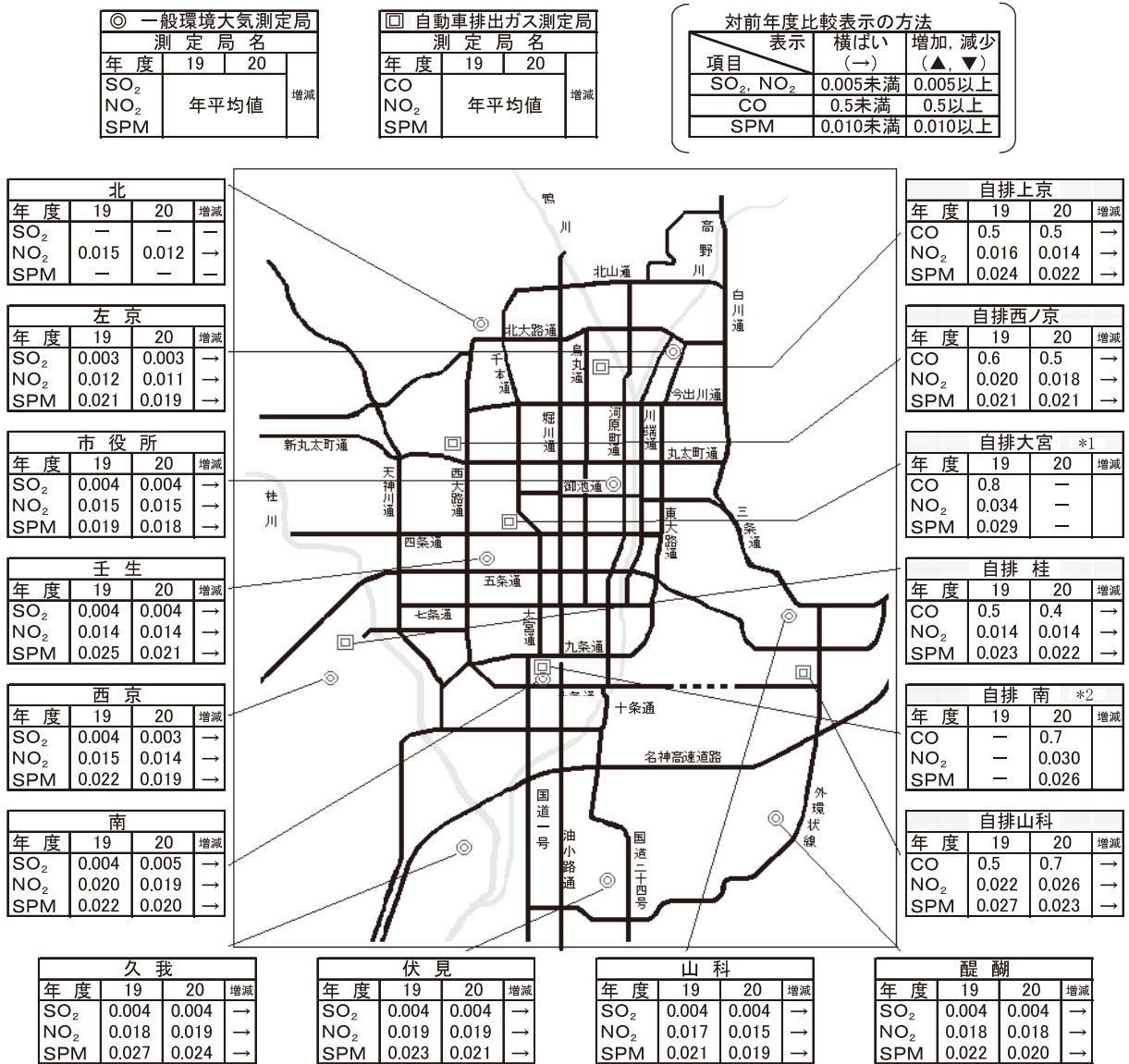
#### オ 光化学オキシダント(Ox)

一般局全局で測定を行った結果、全局で環境基準及び市保全基準ともに超過しています。

なお、光化学スモッグ注意報は2回発令されましたが、光化学スモッグによると思われる被害の届出はありませんでした。

図 大気汚染常時監視項目の年平均値

(平成19年度,平成20年度対比 単位 SO<sub>2</sub>, NO<sub>2</sub>, CO : ppm SPM : mg/m<sup>3</sup>)



\*1:平成20年度は阪急電鉄大宮駅整備事業に伴う移設のため評価対象にはならない  
\*2:平成19年度は測定局舎工事のため欠測

(参考) 一般局及び自排局の全市年平均値

| 測定項目 (単位)                        | 測定局種別     | 年平均値  |       |
|----------------------------------|-----------|-------|-------|
|                                  |           | 19年度  | 20年度  |
| SO <sub>2</sub> 二酸化硫黄 (ppm)      | 一般局 (9)   | 0.004 | 0.004 |
|                                  | 自排局 (1)   | 0.004 | 0.004 |
| NO <sub>2</sub> 二酸化窒素 (ppm)      | 一般局 (10)  | 0.016 | 0.016 |
|                                  | 自排局 (5)*3 | 0.021 | 0.020 |
| SPM 浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> ) | 一般局 (9)   | 0.022 | 0.020 |
|                                  | 自排局 (5)*3 | 0.025 | 0.023 |
| CO 一酸化炭素 (ppm)                   | 自排局 (5)*3 | 0.6   | 0.5   |
| O <sub>x</sub> 光化学オキシダント (ppm)   | 一般局 (10)  | 0.033 | 0.030 |

(注) 測定局種別欄の ( ) 内は測定局数を示します。

\*3:平成19年度は自排局南局を除く5局,平成20年度は自排局大宮局を除く5局での平均値となります。

## (2)有害大気汚染物質モニタリング調査結果

京都市では、有害大気汚染物質モニタリング調査を一般環境調査1地点、固定発生源周辺調査1地点及び沿道調査2地点の計4地点において行っています。

平成20年度の調査結果は、環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、調査を行った全地点で環境基準を達成しています。

表 有害大気汚染物質モニタリング調査結果

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

| 測定地点  |             | 一般環境<br>(市役所)           | 固定発生源周辺<br>(生活環境美化センター) | 沿道 1<br>(自排局大宮)  | 沿道 2<br>(自排局山科)   | 環境<br>基準             |                      |  |  |
|---|-------------|-------------------------|-------------------------|------------------|-------------------|----------------------|----------------------|--|--|
| 揮<br>発<br>性<br>有<br>機<br>化<br>合<br>物<br>等<br><br>優<br>先<br>取<br>組<br>物<br>質 | ベンゼン        | 1.2<br>(0.34~2.1)       | 1.3<br>(0.29~2.5)       | 1.9<br>(1.0~2.9) | 1.7<br>(0.51~3.4) | 3                    |                      |  |  |
|   | トリクロロエチレン   | 0.33<br>(0.032~0.98)    | 2.0<br>(0.25~4.9)       | /                | /                 | 200                  |                      |  |  |
|   | テトラクロロエチレン  | 0.5<br>(0.068~1.0)      | 1.3<br>(0.060~2.6)      |                  |                   | 200                  |                      |  |  |
|   | ジクロロメタン     | 1.1<br>(0.59~2.3)       | 2.4<br>(0.72~4.7)       |                  |                   | 150                  |                      |  |  |
|   | アクリロニトリル    | 0.018<br>(0.0017~0.43)  | 0.040<br>(0.0041~0.14)  |                  |                   |                      |                      |  |  |
|   | 塩化ビニルモノマー   | 0.025<br>(0.00080~0.12) | 0.030<br>(0.00080~0.12) |                  |                   |                      |                      |  |  |
|   | アセトアルデヒド    | 2.9<br>(1.1~8.0)        |                         |                  |                   | 3.0<br>(1.4~6.9)     | 2.7<br>(1.1~5.9)     |  |  |
|   | クロロホルム      | 0.22<br>(0.057~0.39)    | 0.22<br>(0.033~0.46)    |                  |                   |                      |                      |  |  |
|   | 酸化エチレン      | 0.084<br>(0.056~0.11)   |                         |                  |                   |                      |                      |  |  |
|   | 1,2-ジクロロエタン | 0.12<br>(0.044~0.22)    | 0.14<br>(0.043~0.25)    |                  |                   |                      |                      |  |  |
|   | 1,3-ブタジエン   | 0.17<br>(0.038~0.38)    | 0.20<br>(0.047~0.66)    |                  |                   | 0.36<br>(0.17~0.67)  | 0.29<br>(0.092~0.61) |  |  |
|   | ベンゾ [a] ピレン | 0.055<br>(0.020~0.16)   |                         |                  |                   | 0.11<br>(0.037~0.29) |                      |  |  |
|   | ホルムアルデヒド    | 3.7<br>(1.8~8.1)        |                         |                  |                   | 4.8<br>(3.2~9.0)     | 4.2<br>(1.8~9.2)     |  |  |
|   | 金<br>属<br>類 | 水銀及びその化合物               | 2.3<br>(1.3~3.6)        |                  |                   |                      |                      |  |  |
|   |             | ニッケル化合物                 | 3.8<br>(1.2~7.0)        |                  |                   |                      |                      |  |  |
|   |             | ヒ素及びその化合物               | 0.43<br>(0.032~1.1)     |                  |                   |                      |                      |  |  |
| ベリリウム及びその化合物  |             | 0.032<br>(0.0060~0.079) |                         |                  |                   |                      |                      |  |  |
| マンガン及びその化合物   |             | 14<br>(4.7~34)          |                         |                  |                   |                      |                      |  |  |
| クロム及びその化合物  |             | 2.1<br>(0.50~6.3)       |                         |                  |                   |                      |                      |  |  |

(注1) 表中の数値は「年平均値(最小値~最大値)」であり、環境基準は年平均値で評価する。

(注2) ベンゾ [a] ピレン及び金属類の単位は $\text{ng}/\text{m}^3$ である。

(注3)  $\mu\text{g}$  (マイクログラム) とは100万分の1グラムである。

(注4)  $\text{ng}$  (ナノグラム) とは10億分の1グラムである。



## 2 水質に係る環境調査結果について

京都市では、水質汚濁防止法第15条に基づき、河川及び地下水の水質汚濁状況の常時監視を行っています。

### (1) 河川水質常時監視結果

水質汚濁に係る環境基準が定められている項目について、水質常時監視(一部は、国土交通省が実施)を行っており、環境基準等の達成状況は次のとおりです。

#### ア 生活環境の保全に関する項目

22河川42地点でpH(水素イオン濃度)、BOD(生物化学的酸素要求量)等9項目について調査を行っています。

水質汚濁の代表的な指標であるBODについては、環境基準の水域類型があてはめられている13水域26地点及び市保全基準の水域類型があてはめられている25水域37地点すべての地点でBODの環境基準及び市保全基準を達成しています。

#### イ 人の健康の保護に関する項目

20河川38地点で、カドミウム、全シアン等25項目について調査を行いました。すべての地点で環境基準及び市保全基準を達成しています。

### (2) 河川上流域の水質調査結果

生活排水が河川水質に影響すると考えられる河川の上流域(公共下水道の整備されていない地域)について、9河川10地点で年2回、水質調査を行っています。

平成20年度のBODの年間平均値は、いずれの河川も1.0mg/L以下と良好な水質で、環境基準及び市保全基準の水域類型があてはめられている水域についても、すべての地点で、BOD年間平均値は環境基準値及び市保全基準値を下回っています。

### (3) 地下水質常時監視結果

京都市では、昭和58年度からテトラクロロエチレンなどの揮発性有機化合物等について地下水質常時監視を行っています。

平成20年度は、概況調査11地点、定期モニタリング調査36地点の合計47地点において、揮発性有機化合物10項目、重金属等9項目及びその他PCB等8項目の合計27の検査項目について常時監視を行っています。

#### ア 揮発性有機化合物に係る調査結果

テトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物については、41地点10項目の調査を行い、テトラクロロエチレンが定期モニタリング調査の4地点で環境基準を超過しています。

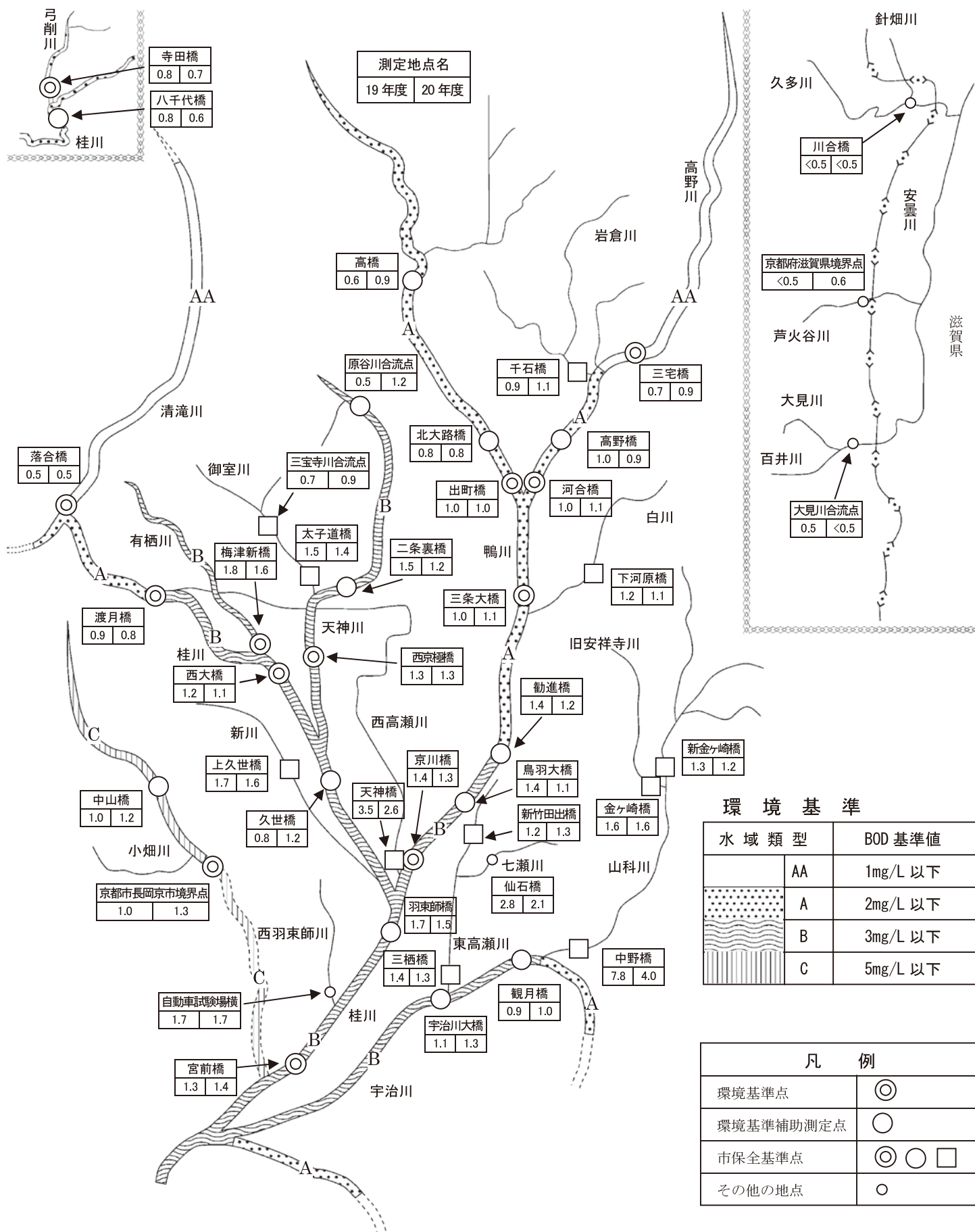
#### イ 重金属等に係る調査結果

カドミウム、鉛等の重金属9項目については、2～16地点で調査を行い、砒素が定期モニタリング調査の3地点で環境基準を超過しています。

#### ウ その他の項目に係る調査結果

PCB、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素については11～14地点で、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン及びチオベンカルブについては1地点で調査を行い、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が定期モニタリング調査の1地点で環境基準を超過しています。

図 BODの75%水質値（平成19年度，平成20年度対比 単位：mg/L）



### 3 自動車騒音に係る調査結果について

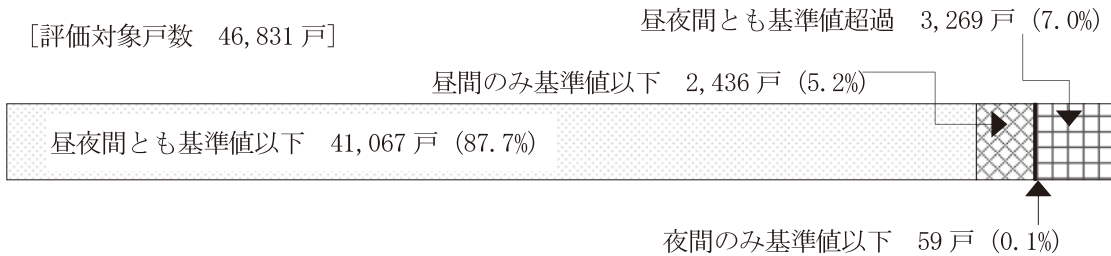
京都市では、騒音規制法第18条の規定に基づき、自動車騒音の常時監視を行っています。

市内の国道、府道及び市道の主要道路35地点で騒音調査を実施し、その調査結果に基づき65評価区間について、道路の両側50m以内の住居等を対象に、環境基準の達成状況を把握しています。

評価区間内の住居等の戸数46,831戸のうち、41,067戸(87.7%)で昼間(午前6時から午後10時)及び夜間(午後10時から翌日の午前6時)とも環境基準を達成しており、3,269戸(7.0%)で昼夜間とも環境基準を超過しています。

なお、5年間で市内の評価対象区間全てにおいて調査を実施するよう測定箇所を選定し、調査を実施しています。

図 環境基準達成状況



## トイレの水洗化を考慮しておられる皆様へ

京都市では、下水道整備区域外及び農業集落排水事業区域外での生活排水対策として、トイレの汚水だけでなく、台所や風呂等の生活排水を併せて処理できる合併処理浄化槽の設置を促進しています。浄化槽によるトイレの水洗化をされる場合、「**浄化槽設置の補助金交付制度**」がありますので、是非、御利用ください。

なお、平成20年度から、**補助率を約40%から50%**に変更しています。

#### 補助金交付制度の対象となる方

居住を目的とした、専用住宅又は事務所等を兼ねた併用住宅に浄化槽を設置される方(個人に限る)。ただし、補助金の交付手続前に浄化槽の設置工事を始められた方は、補助金交付制度の対象とはなりません。

なお、平成21年度からは、一つの浄化槽を2軒以上の住宅(複数戸)が共同利用する場合も補助金交付制度の対象となっています。

**補助金の額** 補助金の額は、国が示す標準設置額の**50%**としています。

| 人槽区分    | 補助金の額      |
|---------|------------|
| 5人槽     | 415,000円   |
| 6～7人槽   | 518,000円   |
| 8～10人槽  | 685,000円   |
| 11～20人槽 | 1,174,000円 |
| 21～30人槽 | 1,840,000円 |

※国が示す標準設置額は、年度により改定されることがあります。

※11人槽以上は、複数戸が共同利用する場合にのみ補助金交付制度の対象となります。

※水洗化用便器の取替工事や浄化槽本体部までの配管工事の費用は補助金交付制度の対象外です。

各種調査結果、浄化槽設置の補助金交付制度の詳細については、以下のアドレスから御覧になれます。

環境指導課HP ([http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-2-3-0-0\\_1.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-2-3-0-0_1.html))

(お問い合わせ:環境政策局環境企画部環境管理課 TEL. 075-213-0928)

## 京(みやこ)エコロジーセンター COP15開催記念映画会「北極のナヌー」

地球温暖化で氷が溶け続ける北極。きびしい自然を生きぬく動物やそこに迫る地球温暖化の現実を映像で表現した映画「北極のナヌー」をとおして、今年12月にコペンハーゲンで開催されるCOP15に先立ち、私たちの生活が世界でどのような影響をおこしているのか、今、私たちに何ができるのかを考えます。

### ※映画「北極のナヌー」

氷の世界“北極”。165万年前の氷に覆われた厳しい自然は今、地球温暖化の影響を受け、急激に変わりつつあります。北極海の水氷面積は、10年間で約10%ずつ減り続け、過去30年で168万㎡(日本国土の4倍半)もの氷が消滅してしまったとも言われています。「北極のナヌー」は、そんな環境変化の中で生まれた白くまナヌーが、いまだかつてない暖かい北極で生き抜く姿を描いたドキュメンタリードラマです。

日 時：平成21年11月15日(日)

時 間：①10:00～12:00 ②13:00～15:00 ③15:30～17:30 ④18:30～20:30(4回上映)

※④の回は、小学生は保護者同伴

定 員：各回80名 料 金：無料

申し込み先：京エコロジーセンター(TEL：075-641-0911/FAX：075-641-0912)

※「京(みやこ)エコロジーセンター」は、京都市伏見区(最寄駅：京阪「藤森駅」地下鉄・近鉄「竹田駅」)に位置した「環境学習施設」です。身近なごみ問題から地球規模の環境問題まで幅広い視点に立った「環境意識」の定着を図り、家庭、地域、職場、学校などのあらゆる場所で、環境にやさしい実践活動の輪を広げるための拠点として活動し、「持続可能な循環型社会」の形成を目指しています。現在、環境に関する様々なイベントなどをとおして、環境情報を発信しています。



北極のナヌー



京エコロジーセンター館内の様子

## 京都市役所における新環境マネジメントシステム「KYOMS(キョウムス)」について

京都市役所では、市役所本庁舎、区役所・支所等のオフィス系関連庁舎において、平成15年度からISO14001を認証取得し、環境負荷の低減に努めています。この6年間の取組みにより、庁舎内の電気使用量や一般廃棄物排出量の大幅な削減等の成果を挙げてきました。

本年9月からは、これまでのISO14001を運用してきた経験を踏まえ、ISO規格を準用した、京都市役所独自の環境マネジメントシステム「KYOMS」に移行しました。

KYOMSでは、各所属や職員が主体性を持って、より実践的・効率的な運用方法で、環境に配慮した取組みを推進していきます。

### ○新環境マネジメントシステムの名称

京都市役所オリジナル環境マネジメントシステム【KYOMS(キョウムス)】

### ○対象範囲

京都市役所オフィス系関連庁舎

(市役所本庁舎、消防局本部庁舎、上下水道局本庁舎、交通局本庁舎、全14区役所・支所)

(お問い合わせ：環境政策局環境企画部環境管理課 TEL. 075-213-0930)

### 発行 京都市環境政策局環境企画部環境管理課

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル4F

TEL. 075-213-0930 FAX. 075-213-0922

URL：http://www.city.kyoto.jp/kankyo/envm/

京都市環境情報のバックナンバーは、以下のアドレスから御覧になれます。

URL：http://www.city.kyoto.jp/kankyo/envm/getemp/jo\_ho/jo\_ho.html

京都市印刷物第213090号

